

長浜市緊急通報システム事業のご案内

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の人等で、突発的に生命に危険な症状が発生する疾患がある人などを対象に、急病や事故等の緊急事態に通報できる緊急通報装置を貸与します。

【ご利用いただける人】

長浜市に住所を有し、協力員3人の確保が可能な人で、次の①または②のいずれかに該当する人

- ① 65歳以上の人で、突発的に生命に危険な症状が発生する疾患等により日常生活に常時注意を要する状態にある人（※1）で、ひとり暮らし、または緊急時の対応ができない状態の人のみの世帯（※2）であること。
- ② しょうがいの程度が1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けているひとり暮らしの人で、緊急事態に際して機敏に行動することが困難な人。

（※1）に該当するような状態とは・・・

心臓疾患で発作の危険性が高い、脳梗塞後遺症等で生活動作困難などの症状があり、救急搬送歴があるなど生命の危険性が推測される人

（※2）緊急時の対応ができない状態の人のみの世帯とは・・・

同居者が寝たきりや認知症、またはしょうがいがあり、緊急時に対応できる人がいない世帯

【サービス内容】

①「緊急通報」

緊急ボタンを押すと、受信センターに通報され、電話で利用者の状態を確認し、必要に応じ協力員へ連絡します。緊急の場合は、救急車の出動を依頼します。

②「お元気コール」

月に一回、緊急通報受信センターの職員が、利用者の健康状態や日常生活の様子を電話にてお伺いします（ご希望に応じて、保健師・看護師が対応します）。

③「健康相談」

緊急時だけでなく、健康上の相談や装置のことを聞くことができます。

【利用者の負担額】

・機器の設置に要する費用の1割

●固定型 月額 143 円（税込み）

●モバイル（携帯持ち運び可能）型 月額 231 円（税込み）

※上記は、いずれも令和7年10月1日時点の費用に基づく額です。

※ただし、生活保護を受けている人、または世帯全員が市民税非課税の人は、利用者負担はありません。

【申請方法】

次の書類を下記の申請先に提出してください。書類提出時、または後日に状況を聞き取りさせていただきます。自宅に固定電話回線がない等の理由により、固定型装置が設置できない場合は、モバイル型を貸与します。

(申請手続き書類)

- ☐ 緊急通報システム利用申請書
- ☐ 緊急通報システム利用承諾書
- ☐ 協力員承諾書（3人の協力員が必要です）
- ☐ 他回線同意書（固定型装置を申請の場合のみ）
- ☐ モバイル型緊急通報機器利用承諾書（モバイル型装置を申請の場合のみ）
- ☐ 医師の診断書等病気の状態が確認できる書類（表面【利用いただける人】①に該当する場合で、介護認定を受けていない、また受けている場合でも、介護認定調査結果から病気の状態が確認できない場合のみ）

(申請先)

＜長浜市役所本庁舎1階＞

- ・65歳以上の人 ⇒ 長寿推進課（0749-65-7789）
- ・身体障害者手帳をお持ちの人 ⇒ しょうがい福祉課（0749-65-6518）

長浜市避難支援・見守り支え合い制度をご活用ください。

この制度は、災害時に避難支援を必要とする方に申請いただき、名前、住所、電話番号、一時避難場所等を記載した台帳と、一人ひとりに応じた災害時に避難支援をするにあたって気を付けるべきことや、日ごろ見守る方法などを記載した個別計画を作成するもので、自治会ごとに作成し備えます。

作成した台帳や個別計画を活用して支援を必要としている人を地域で把握し、日ごろの見守りの実施や災害時の備えを行います。

この機会に、ぜひ長浜市避難支援・見守り支え合い制度へご登録ください。

詳しい制度の内容や手続きについては、市ホームページまたは下記まで。

＜問い合わせ先＞

- ・制度の内容について
→長浜市社会福祉課（長浜市役所本庁舎1階 ☎0749-65-6536）
- ・制度への登録方法等について
→長浜市長寿推進課（長浜市役所本庁舎1階 ☎0749-65-7789）

